

みやぎ税務会計事務所通信

《 2020年6月 》



税務の話題

「新型コロナウイルス感染症」に関する税制上の措置

いよいよ関東1都3県も「緊急事態宣言」が解除されました。
それでも、またこのような事態が起こらないよう、以前の生活を意識しつつ、新しい生活様式の良いところを取り入れながら、私たちも気をつけていきたいところですね。ただ解除になっても、この影響がすぐに解消されることは難しい業界も多いと思います。融資や給付金などに続き、今月は税制上の措置（特例）をご紹介します。

「納税猶予の特例」

収入に相当の影響があった事業者の方の国税について、“無担保”かつ“延滞税なし”で1年間納税を猶予する特例が設けられました。

以前より、特定の事情がある場合を対象とした「納税猶予」の制度があります。

今回、その制度に特例が創設。「新型コロナウイルス感染症」の影響により、収入が大幅に減少した方を対象とした“納税の猶予の特例（特例猶予）”です。

対象税目	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税（法人税、所得税、消費税など） ※ 6月30日までは、納期限が過ぎている未納の国税にも遡って適用することができます。
要件	① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間、前年同期と比較し、事業の収入が概ね20%以上減少していること。 ② 一時に納税することが困難であること。
今回の特例	① 延滞税なし ② 1年間猶予 ③ 無担保
申請方法	納期限までに「納税の猶予申請書（特例猶予用）」を提出



このほか、「欠損金の繰戻し還付」「固定資産税等の軽減」について裏面でご案内いたします。 →→→